特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童扶養手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

新見市は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

岡山県新見市長

公表日

令和7年7月11日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務				
①事務の名称	児童扶養手当事務				
②事務の概要	新見市は、児童扶養手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関うる法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①受給者認定に係る資格の確認、審査 ②現況届の受付、審査 ③手当の支給、管理 ④受給者台帳管理 ⑤窓口、郵送による書類の受入及びサービス検索・電子申請機能、申請管理システムでの受領 番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務省令に基づいて、新見市は、児童扶養手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報につて情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。				
③システムの名称	・児童扶養手当システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー、・サービス検索・電子申請機 能、・申請管理システム				
2. 特定個人情報ファ	イル名				
・児童扶養手当支給ファイ	۲ル				
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年内閣府・総務省令第5号) 第29条				
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携				
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)				
5. 評価実施機関にお	さける担当部署 				
①部署	健康福祉部子育て支援課				
②所属長の役職名	子育て支援課長				

 6. 他の評価実施機関

 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

 請求先
 〒718-5801 岡山県新見市新見310-3 新見市役所総務部総務課総務係 電話:0867-72-6204

 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

 連絡先
 〒718-5801 岡山県新見市新見310-3 新見市役所健康福祉部子育で支援課こども福祉係電話:0867-72-6115

 9. 規則第9条第2項の適用
 []適用した

Ⅱ しきい値判断項目

適用した理由

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	7年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		7年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
[基礎	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。							
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネッ	ットワークシステム	を通じた入り	手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの含	長託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	表(委託や情報	最提供ネットワークシ	ステムを通じ	た提供を除く。)]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの	妾続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・済	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>				
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネットでの照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在する局面においては、複数人での確認を徹底して行っている。これらの対策を講じていることから人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				
9. 監査					
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>				
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
判断の根拠	児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適正な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に確認・分析している。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

変更箇所

変更箇		1 = 0 = = 1			
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月2日	I 関連情報 5.評価実施期間 における担当部署 ②所属長	こども課長 高橋 満子	こども課長 田中 隆博	事後	人事異動
平成28年5月2日	II しきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か II しきい値判断項目 2取扱	平成27年3月16日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成28年5月2日	者数 いつ時点の計数か	平成27年3月25日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事		⑤窓口、郵送による書類の受入及びサービス 検索・電子申請機能での受領	事後	サービス検索・電子申請機能の使用による追記。
平成29年5月15日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ		・サービス検索・電子申請機能	事後	サービス検索・電子申請機能 の使用による追記。
平成29年5月15日	IIしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成29年5月15日	IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	こども課長 田中 隆博	こども課長 大田 好江	事後	人事異動
平成30年5月15日	エしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月15日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	者数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 1対象	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年5月15日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2取扱	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年10月2日	者数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 1対象	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年10月2日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2取扱	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月15日	者数 いつ時点の計数か 【関連情報 5.評価実施機関	こども課長 大田 好江	こども課長 山縣 晴美	事後	人事異動
令和3年7月15日	における担当部署 ②所属長 I 関連情報 4情報提供ネット	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日番号法の改正
令和3年7月15日	ワークによる情報連携 ②法 IIしきい値判断項目 1対象	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	に伴う修正 時点修正
令和3年7月15日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2取扱	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	者数 いつ時点の計数か I関連情報 5.評価実施機関	福祉部こども課			課名変更
	における担当部署 ①部署 I 関連情報 5.評価実施機関		福祉部子育て支援課	事後	
令和4年7月8日	における担当部署 ②所属長 I 関連情報 8.特定個人情報	こども課 山縣 晴美	マカイナ 垣神	事後	課名変更
令和4年7月8日	ファイルの取扱いに関する問 IIしきい値判断項目 1対象	こども課	子育て支援課	事後 	課名変更
令和4年7月8日	人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2取扱	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	時点修正
令和4年7月8日	者数 いつ時点の計数か I 関連情報 1特定個人情報	令和3年4月1日 時点 ①受給者認定に係る資格の確認、審査	令和4年4月1日 時点 ①受給者認定に係る資格の確認、審査	事後	時点修正 申請管理システムの導入に伴
令和5年7月7日	ファイルを取り扱う事務 ②事 【関連情報 1特定個人情報	②現況届の受付、審査 ・児童扶養手当システム、・団体内統合宛名シ	②現況届の受付、審査 ・児童扶養手当システム、・団体内統合宛名シ	事後	うもの 申請管理システムの導入に伴
令和5年7月7日	ファイルを取り扱う事務 ③シープレきい値判断項目 1対象	ステム、・中間サーバー、・サービス検索・電子	ステム、・中間サーバー、・サービス検索・電子	事後	うもの
令和5年7月7日	人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和5年7月7日	IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ②事 務の概要	①受給者認定に係る資格の確認、審査 ②現況屈の受付、審査 ③手当の支給、管理 ④受給者台帳管理 ⑤窓口、郵送による書類の受入及びサービス 検索・電子申請機能での受領 番号法の別表第二に基づいて、新見市は、児 童扶養手当に関する事務において、情報提供 ネットワークシステムに接続し、各情報保有機 関が保有する特定個人情報について情報連携 を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として 中間サーバーへ登録する。	①受給者認定に係る資格の確認、審査 ②現況届の受付、審査 ③手当の支給、管理 ④受給者台帳管理 ⑤窓口、郵送による書類の受入及びサービス 校報 番号法及び番号法第19条第8号に基づく主務 省令に基づいて、新見市は、児童扶養手当に 関する事務において、情報提供ネットワークシ ステムに接続し、各情報保有機関が保有する 特定個人情報ごしいて情報連携を行う。情報 提供に必要な情報を「副本」として中間サー パーへ登録する。	事後	申請管理システムの導入に伴 うもの・番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務 ③シ ステムの名称	・児童扶養手当システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー、・サービス検索・電子申請機能	・児童扶養手当システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー、・サービス検索・電子申請機能、・申請管理システム	事後	申請管理システムの導入に伴うもの
令和6年7月11日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表第一の37の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第29条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)・番号法第9条第1項 別表56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	番号法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月11日	I関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報 連携 法令上の根拠	:	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)	事後	番号法改正に伴う修正
令和6年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長	課長	子育て支援課長	事後	
令和6年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 1対象 人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和6年7月11日	IIしきい値判断項目 2取扱 者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	福祉部子育で支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	時点修正
令和7年7月11日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する 問合せ 連絡先	福祉部子育て支援課	健康福祉部子育て支援課	事後	時点修正
令和7年7月11日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	時点修正
令和7年7月11日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		項目の追加	事後	様式変更による
令和7年7月11日	IVリスク対策 11. 最も優先 度が高いと考えられる対策		項目の追加	事後	様式変更による